

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第十一条

構成員に常時雇用されている者を求職者とし、

第四条の次に次の章名を付する。

し込む構成員並びに求職を申し込む構成員及

び構成員に常時雇用されている者の見込数その他厚生労働省令で定める事項

五 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行うとする場合にあっては、当該構成事業主及び当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名又は名称その他厚生労働省令で定める事項

3

厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 前項第四号に規定する場合にあっては、事業主団体が法人格を有するものであること。

四 前項第五号に規定する場合にあっては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

五 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること。

(欠格事由)

第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律若しくは第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号。以下「読替え後の職業安定法」という。)の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 次条第三項又は第十七条第二項の規定により前条第一項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者

三 第二十七条第一項の規定により建設業務有料職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

四 役員(法人でない事業主団体にあっては、その代表者又は管理人)のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ又はロに該当するもの

(実施計画の変更等)

第十四条 第十二条第一項の規定による実施計画の認定を受けた事業主団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けな

ければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

2 認定団体は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

3 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定団体が事業主団体でなくなったとき。

二 認定団体が前条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

三 第十二条第一項の認定に係る実施計画(第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四 認定団体又はその構成員が認定計画に従つて改善措置を実施していないと認めるとき。

第十二条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(職業安定法等の特例)

第十五条 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項(同項に規定する建設業務に係る部分に限る。)の規定は適用しない。

2 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十一条第二号の規定は適用しない。

(指導及び助言)

第十六条 厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的

確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十七条 厚生労働大臣は、認定団体に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 認定団体が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣は、当該認定計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建設業務有料職業紹介事業

(建設業務有料職業紹介事業の許可)

第十八条 建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする認定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

四 読替え後の職業安定法第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書、当該事業に係る実施計画について第十二条第一項の認定があつたことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他建設業務職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

第十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の

申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、認定計画に従って建設業務有料職業紹介事業を行うものであること。

二 申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

三 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む))をいう。以下同じ。)を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(手数料)

第二十条 第十八条第一項の許可を受けた認定団体(以下「建設業務有料職業紹介事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 建設業務職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

2 建設業務有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

料を徴収することができる。

3 第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該建設業務有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

(許可証)

第二十一条 厚生労働大臣は、第十八条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第二十二条 第十八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第十八条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける認定団体に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(許可の有効期間等)

第二十三条 第十八条第一項の許可の有効期間

(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合)にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた認定団体に係る認定計画に記載している建設業務有料職業紹介事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間)とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経過した後に到来するときは、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により変更を受けているときにあつては、当該変更を受けている許可の有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならない。

3 許可の有効期間(当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあつては、当該変更を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る建設業務有料職業紹介事業を行うとする認定団体は、当該許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十九条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

5 第十八条第二項から第四項まで及び第十九条

第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第二十四条 建設業務有料職業紹介事業者は、第十八条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第十八条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

(許可証の書換え)

第二十五条 建設業務有料職業紹介事業者は、第二十三条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

第二十六条 建設業務有料職業紹介事業者は、当該建設業務有料職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第二十七条 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 認定計画に従って建設業務有料職業紹介事業を実施していないと認めるとき。

で復権を得ないもの

四 第四十条第一項(第一号を除く。)の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準等)

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、認定計画に従つて建設業務労働者就業機会確保事業を行うものであること。

二 申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業の送出労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三 個人情報等を適正に管理し、及び送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可証)

第三十四条 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者か

ら請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第三十五条 第三十一条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第三十一条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける構成事業主に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十六条 第三十一条第一項の許可の有効期間(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主(以下「送出事業主」という。)に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間)とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき(当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経過した後に到来するときを除く。)は、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の

規定により変更を受けているときにあつては、当該変更を受けている許可の有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならない。

3 許可の有効期間(当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあつては、当該変更を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

5 第三十一条第二項から第四項まで、第三十二条(第四号を除く。)及び第三十三条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第三十七条 送出事業主は、第三十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

(許可証の書換え)

第三十八条 送出事業主は、第三十六条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出を受ける場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

第三十九条 送出事業主は、当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、送出事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 第十二条第三項第四号に規定する建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものでなくなつたと認めるとき。

三 認定計画に従つて建設業務労働者就業機会確保事業を実施していないと認めるとき。

四 この法律、読替え後の職業安定法、読替え後の労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)、職業安定法若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

五 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、送出事業主が前項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(許可の失効)

第四十一条 第十四条第三項若しくは第十七条第二項の規定により当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る認定計画の認定を取り消されたとき、又は第三十九条の規定による届出があったときは、当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る第三十一条第一項の許可は、その効力を失う。

(名義貸しの禁止)

第四十二条 送出事業主は、自己の名義をもつて、他人に建設業務労働者就業機会確保事業を行わせてはならない。

(契約の内容)

第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約(当事者の一方が相手方に対し建設業務労働者の就業機会確保をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出席者の人数を定めなければならない。

- 一 送出席労働者が従事する建設業務の内容
- 二 送出席労働者が建設業務労働者の就業機会確保に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他建設業務労働者の就業機会確保に係る送出席労働者の就業(以下「送出席就業」という。)の場所
- 三 送出席事業主の雇用する送出席労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者(以下「受入事業主」という。)のために、就業中の送出席労働者を直接指揮命令する

- 者に関する事項
- 四 建設業務労働者の就業機会確保の期間及び送出席就業をする日
- 五 送出席就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 送出席労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

- 八 建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たつて講ずる送出席労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣法の規定の読替え適用等)

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出席事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十六条第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出席事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三条第三項	第一項各号	第一項第一号又は第三号
第二十六条第二項	前項第四号に掲げる労働者派遣の期間(第四十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「建設労働法」という。)第四十三条第四号に掲げる建設業務労働者の就業機会確保の期間(第四十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る建設業務労働者の就業機会確保の期間を除く。)

第二十六条第三項		前二項	前項及び建設労働法第四十三条
		労働者派遣契約	同条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約(以下「建設業務労働者就業機会確保契約」という。)
第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項		労働者派遣契約	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十六条第四項	第一項	第五項第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨	建設労働法第四十三条
第二十六条第五項	第一項	第一項	建設労働法第四十三条
第三十四条第一項第二号及び第三十九号	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十三条各号	建設労働法第四十三条
第四十一条第一号イ	法律の規定	法律の規定並びに建設労働法(第六章第四十四条を除く。)の規定に限る。の規定	法律の規定並びに建設労働法(第六章第四十四条を除く。)の規定に限る。の規定
第四十四条第二項	適用する	適用し、建設労働法第三十六条第一項に規定する送出席事業主を、建設労働法第四十三条第三号に規定する受入事業主の請負人とみなして、労働基準法第八十七条の規定及び当該規定に基づいて発する命令の規定を適用する	建設労働法第四十三条
第四十八条第一項	労働者派遣法第二十六条第一項	建設労働法第四十三条	建設労働法(第六章第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定に限る。の規定
第四十九条の三第二項	この法律又はこれに	この法律(前章第四節の規定を除く。)	若し

	基づく命令の規定
第五十条及び第五十一条第一項	この法律
	くは建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。))の規定に限る。又はこれらに基づく命令の規定 この法律(前章第四節の規定を除く。又は建設労働法(第六章(第四十四条及び第四十五条を除く。))の規定に限る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の適用に関する特例)

第四十五条 受入事業主がその指揮命令の下に労働させる送出労働者の当該建設業務労働者の就業機会確保に係る就業に関しては、当該送出事業主を当該受入事業主の請負人とみなして、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定(同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係に係るものに限る。)を適用する。

第七章 雑則

(権限の委任)

第四十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(船員に対する適用除外)

第四十八条 前三章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により、第十八条第一項の許可、第二十三条第三項の規定による許可の有効期間の更新、第三十一条第一項の許可又は第三十六条第三項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
 二 第二十七条第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者
 三 第二十九条又は第四十二条の規定に違反した者
 第五十条 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 二 第八条第一項の規定に違反した者
 三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 四 第十八条第二項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第二項(第三十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第十八条第三項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第三項(第三十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
 五 第二十条第四項の規定による命令に違反した者
 六 第二十四条第一項若しくは第三十七条第一

項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
 七 第二十六条又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「労働者派遣事業」を「労働者派遣事業等」に改める。

第五条第四号中「(以下「労働者派遣事業」という。)」を「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。))第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)」に改める。

第三章の四を次のように改める。
 第三章の四 労働者派遣事業等
 第四十七条の二 労働者派遣事業等に関して、労働者派遣法及び港湾労働法並びに建設労働法の定めるところによる。

平成十七年七月八日印刷

平成十七年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A